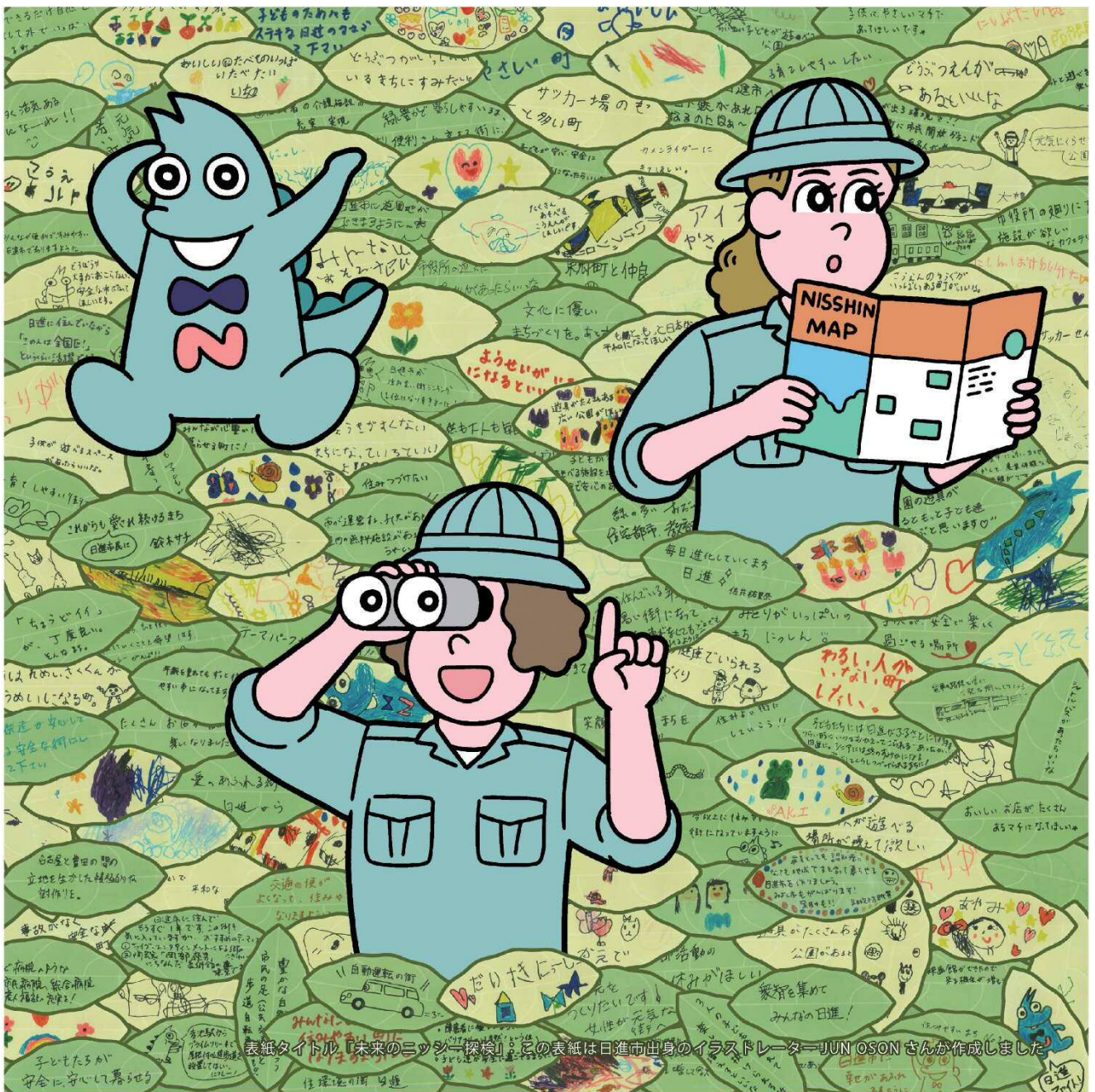


令和3年度～令和12年度



第6次日進市総合計画 (ダイジェスト版)

“ともに暮らす 私たちが つないで創る 人とみどりを大切にするまち 日進”



表紙タイトル「未来のニッシー探検」。この表紙は日進市出身のイラストレーター「JUN OSON」さんが作成しました

日進市

序 論

第1章 計画策定にあたって

計画策定の趣旨

日進市（以下「本市」という。）では、人口増加が続くまちとして成長する中、第5次日進市総合計画を策定してから10年が経過し、行政を取り巻く環境も大きく変化しています。さらに、働き方や暮らし方は多様化し、社会経済情勢はこれから大きく変化することが予想されているなかで、自治体経営基盤の確立を図っていくための重点的、効果的な行財政運営が一層求められています。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な大流行は、多くの人々の命を奪う大きな脅威となっているばかりでなく、感染防止対策として、日常生活や働き方に「新しい生活様式」を求めることとなり、人々の生活や経済に大きな影響を与えています。

こうした社会潮流の変化を踏まえつつ、将来にわたって持続可能な都市を築いていくためには、これまで培ってきたまちづくりを尊重しつつ、新たな時代にふさわしい魅力的なまちづくりを、市民、地域、事業者と一体となって進めていくことが求められていることから、これからの時代にふさわしいまちづくりに向けてのビジョンとその実現に資する政策をまとめ、将来にわたって持続可能なまちづくりや地域経営の指針となる第6次日進市総合計画（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけと役割

総合計画は、市政全般にわたる政策分野を網羅し、市の将来像や施策の基本的な方向性等を総合的かつ体系的に示したものです。

本市においては、2007年（平成19年）に施行した本市の最高規範である「日進市自治基本条例」において、総合的かつ計画的な市政の運営を行うために総合計画を策定することを定めています。

日進市自治基本条例（抜粋）

（計画的な市政運営）

第20条 市の執行機関は、この条例に定める基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を行わなければなりません。

- (1)本市のまちづくりの最上位計画
- (2)総合的かつ計画的な行政経営の指針
- (3)協働によるまちづくりの指針
- (4)地域活性化のためのまちづくり戦略

計画策定にあたっての基本姿勢

本計画の策定にあたっては、学識経験者、団体代表者、市民等で構成される日進市総合計画審議会において、調査・審議を行いました。

また、市民が興味を持てるよう市出身の著名人を招いたイベント、公募市民によるワーキンググループや無作為抽出による市民と公募市民によるワークショップ、中学生・高校生へのアンケート、市民意識調査、パブリックコメント手続等を実施し、より多くの市民の声を取り入れられることを重視した計画づくりを行いました。

第2章 計画策定の背景

主要課題

- (1)地域全体で見守る、子どもの育ちと学びを支える仕組みづくり
- (2)人生100年時代を見据えた、健康長寿社会の形成
- (3)みんなが互いに支え合い助け合う地域共生社会の構築
- (4)安全・安心な暮らしを下支えするハード・ソフト両面からの取組の推進
- (5)持続的な発展と都市の成熟を意識した都市構造の形成
- (6)市民が安全で快適に市内外へ気軽に移動できる環境の向上
- (7)地域の経済・交流の活性化による安定的な税収と雇用の創出
- (8)いつまでも暮らしたい「住みたくなる」都市としてのイメージ戦略の展開
- (9)安定した行財政運営の継続と多様な連携体制の強化

《参考:SDGsの17の目標》

SDGsは、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人取り残さない」社会の実現をめざし、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本市においても、持続可能な社会を実現するため、SDGsを達成するための取組を積極的に推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本構想

第1章 まちの将来像

本市は、名古屋市と豊田市の間に位置する恵まれた地理的条件や、名古屋市内では享受することができない豊かな自然が残されている環境条件から、緑豊かで新しい都市近郊の住宅都市として発展してきました。

今日の活力やにぎわいを持続的に発展させていくためには、豊かな自然環境を保全し、緑の多いまちとしての価値を高めていくと同時に、古びていくまちではなく、常に新しいまちとして進化している“おしゃれで住みやすく活気のあるまち”という地域ブランドを向上させていく必要があります。また、本市に住みたい、住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思えるような真の豊かさや幸せ、そして安心が実感でき、一人ひとりがまちづくりに携わり、愛着と誇りのある地域社会を育てていくことが今後の本市のまちづくりにおいて大切です。

また、これまで以上に参加と協働を進め、市民、地域、事業者、行政が連携することにより、様々な課題への対応が可能となるよう市民自治力と行政経営力を向上させ、これからのまちをともに築いていく必要があります。

以上の考え方を踏まえ、将来都市像を次のように設定します。

将来都市像

ともに暮らす 私たちがつないで創る
人とみどりを大切にするまち 日進

『ともに暮らす』	年齢、性別、国籍、文化・習慣、障害の有無等を超えた「支え合い」や「つながり」を、市民一人ひとりが大切にしていきたいという想いを込めています。
『私たちがつないで創る』	本市の最高規範である日進市自治基本条例がめざす「市民主体の自治」を実現するため、みんな（市民・地域・事業者・行政）で考え、行動し、お互いを尊重し、認め合い、ふれあい、助け合いながら、自分たちが主体となってまちづくりを進め、子どもや孫等、将来の世代のために、住み続けたい素晴らしいまちを受け継いでいこうという想いや、だれもが、同じ日進市に暮らす仲間として協力し、これまで以上にだれもが暮らしやすいまちを、自分たちの手で築いていこうとする想いを込めています。
『人とみどりを 大切にするまち』	だれもが自信を持ち、それぞれの場所で心豊かに活躍し輝くとともに、一人ひとりを大切にするまちであること、本市の魅力の大きな要素である、東部丘陵地や田園風景等に代表される豊かなみどりと、都市化の進む地域での緑化推進を、みんな（市民・地域・事業者・行政）で大切に「守り」「育てていく」という想いを込めています。

第2章 将来人口

我が国では少子高齢化が急速に進行し、2011年(平成23年)には、人口が継続して減少する「人口減少社会」の時代に入ったといわれています。このような中で、本市の人口は、地の利を生かして土地区画整理事業等による市街地の整備を進めてきたことにより、順調に増加してきました。国及び名古屋都市圏の社会経済動向が今後の人口動向に大きな影響を与える可能性もありますが、名古屋市と豊田市の間に位置する、恵まれた地理的条件にある本市は、今後も宅地需要やマンション需要を受けて人口増加傾向が続くものと推計され、土地区画整理事業等が完了した地区や完了が見込まれる地区では、住宅等の建設が進むことが見込まれます。

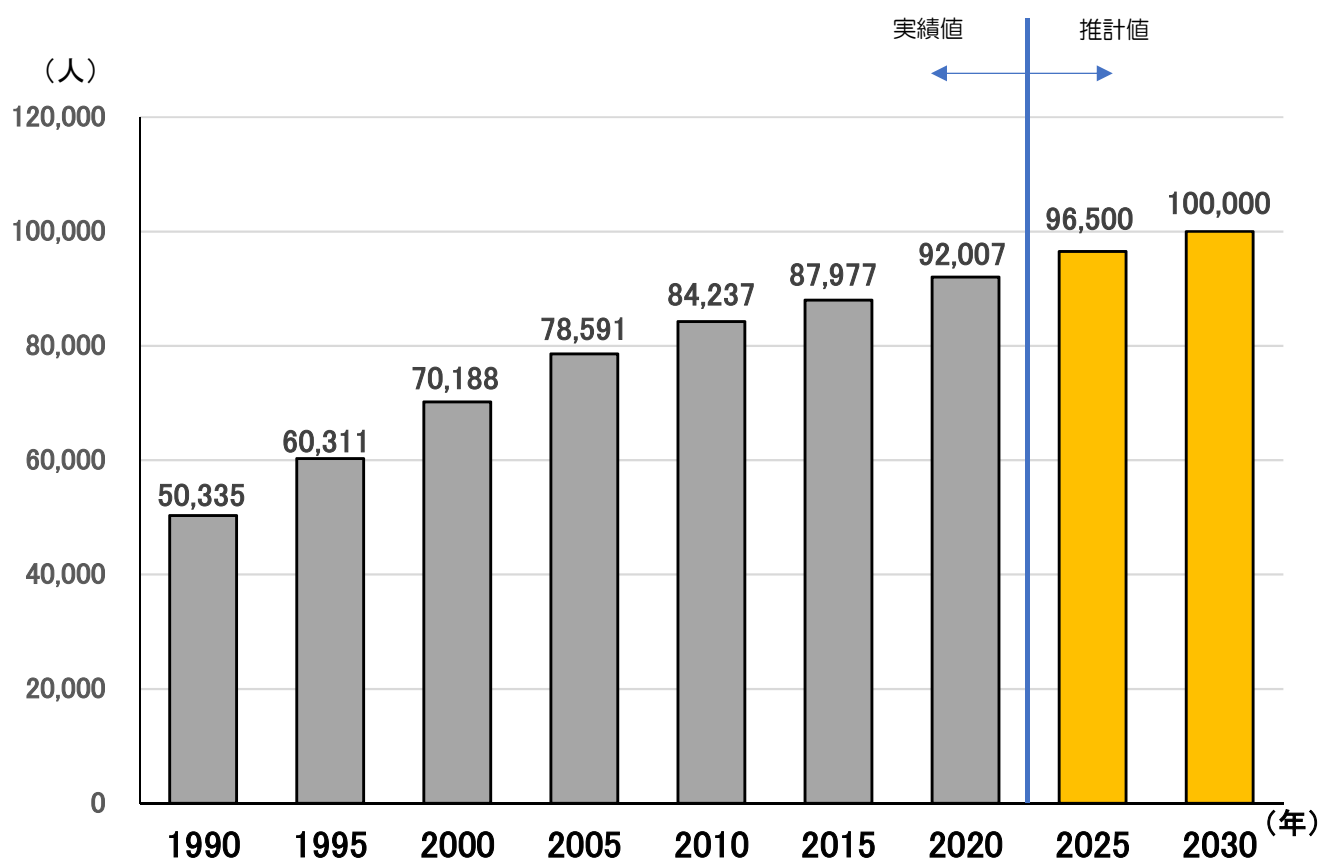
また、少子高齢化や人口減少が始まっている地区においては、住宅地における居住環境の維持や魅力の向上、住み替え促進等を進めることによって、基本構想の最終年度にあたる2030年(令和12年)における将来人口を10万人と見込みます。

また、世帯数については、41,500世帯と見込みます。

【2030年(令和12年)】

将来人口	100,000人
将来世帯数	41,500世帯

▼将来人口



※2020年(令和2年)の人口は、「あいちの人口」(2020年(令和2年)4月1日現在)

第3章 土地利用構想

将来の本市のまちづくりを考えていく上では、限られた市域の中で保全と開発を調和させながら進めていくことが大切です。そのためには、広域的な視点に立ちながら方針を定め、秩序ある土地利用を実現していく必要があります。

そこで、地勢や交通等の地域特性と現在の土地利用の実態と今後の土地利用の動向を踏まえつつ、本市の将来都市像「ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを大切にするまち 日進」を実現するため、将来の土地利用を区分し、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。以下に示す9のゾーン区分、6つの拠点、2つの交通軸及び水とみどりの軸を設定し、それぞれの区分ごとに土地利用の誘導・整備・保全等の方針を定めます。

1 土地利用の構成(ゾーニング)

(1)市街地ゾーン	一定のまとまった市街地を形成している区域を市街地ゾーンとして位置づけ、道路等の生活基盤施設の整備・改修、低・未利用地の活用等を積極的に進めることにより、良好な居住環境を有する市街地の維持・形成を図ります。
(2)新市街地形成ゾーン	現在の市街化区域内において、一団の低・未利用地が残されている地区を新市街地形成ゾーンとして位置づけ、その地形や植生等の特性を生かす等の配慮のもと、計画的に新たな市街地の形成を図ります。
(3)住宅団地ゾーン	市街化調整区域において、昭和 40 年代以降に一団の住宅地として開発がなされてきた地区を住宅団地ゾーンとして位置づけ、快適な居住環境を維持できるように、引き続き低層住宅を主体とした街並みの保全と併せ、日常生活における利便性の向上を図ります。
(4)森林保全ゾーン	本市北東部に位置する東部丘陵地及び御嶽山周辺等に広がる地域には、緑豊かな自然環境が残されています。これらの森林は広域的にみれば名古屋東部丘陵の一角を構成する緑地であることから、森林保全ゾーンとして位置づけ、積極的に維持・保全します。
(5)森林活用ゾーン	三本木地区周辺や本市南部に広がる地域を森林活用ゾーンとして位置づけ、保全を基本としながらも、自然環境と調和した市民の憩いや健康増進に寄与する空間としての土地利用を図ります。
(6)農地・農業振興ゾーン	主に天白川、岩崎川沿いに広がる一団の農地は、優良な農地として整備されているため、良好な自然環境の維持・保全といった観点を踏まえた上で、農地・農業振興ゾーンとして位置づけ、現在の土地利用の維持・保全を図ります。
(7)農地活用ゾーン	名古屋市平針地区の市街地に隣接する優良農地を農地活用ゾーンと位置づけ、洪水時の防災機能等を有している地区であることから、農地として保全をしていくとともに、特色ある農産物を活用した観光振興に寄与する土地利用を図ります。
(8)産業ゾーン	機織池周辺や日進東部地区等は、産業ゾーンとして位置づけ、アクセスの利便性を生かし、環境負荷の少ない産業施設等を主体とした土地利用を図ります。
(9)教育・研究ゾーン	企業等の研究施設や研修センター等が集積する米野木研究開発地区、日進駅南側及び大学が立地している地区を教育・研究ゾーンとして位置づけ、現在の土地利用を維持します。

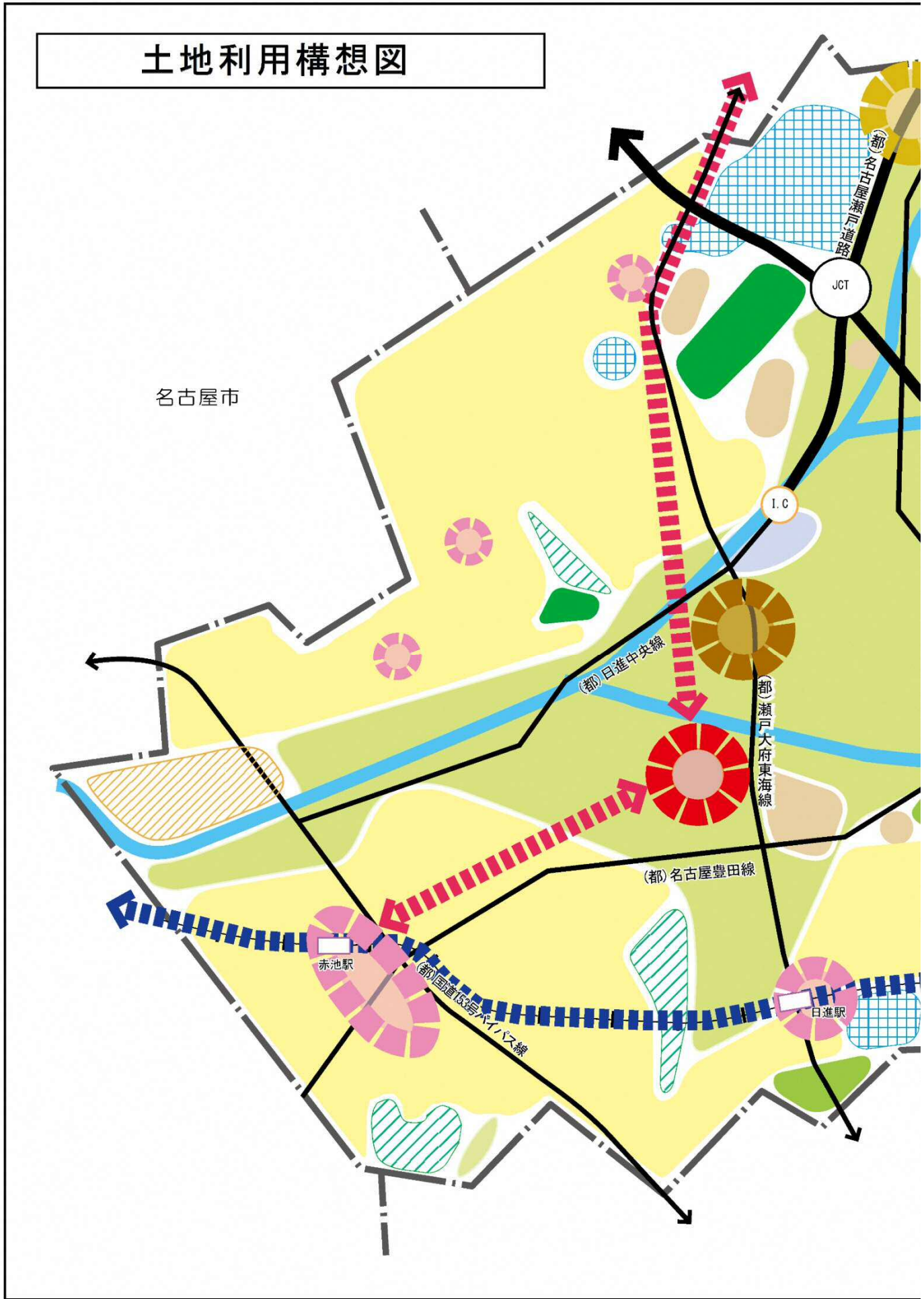
2 拠点の形成

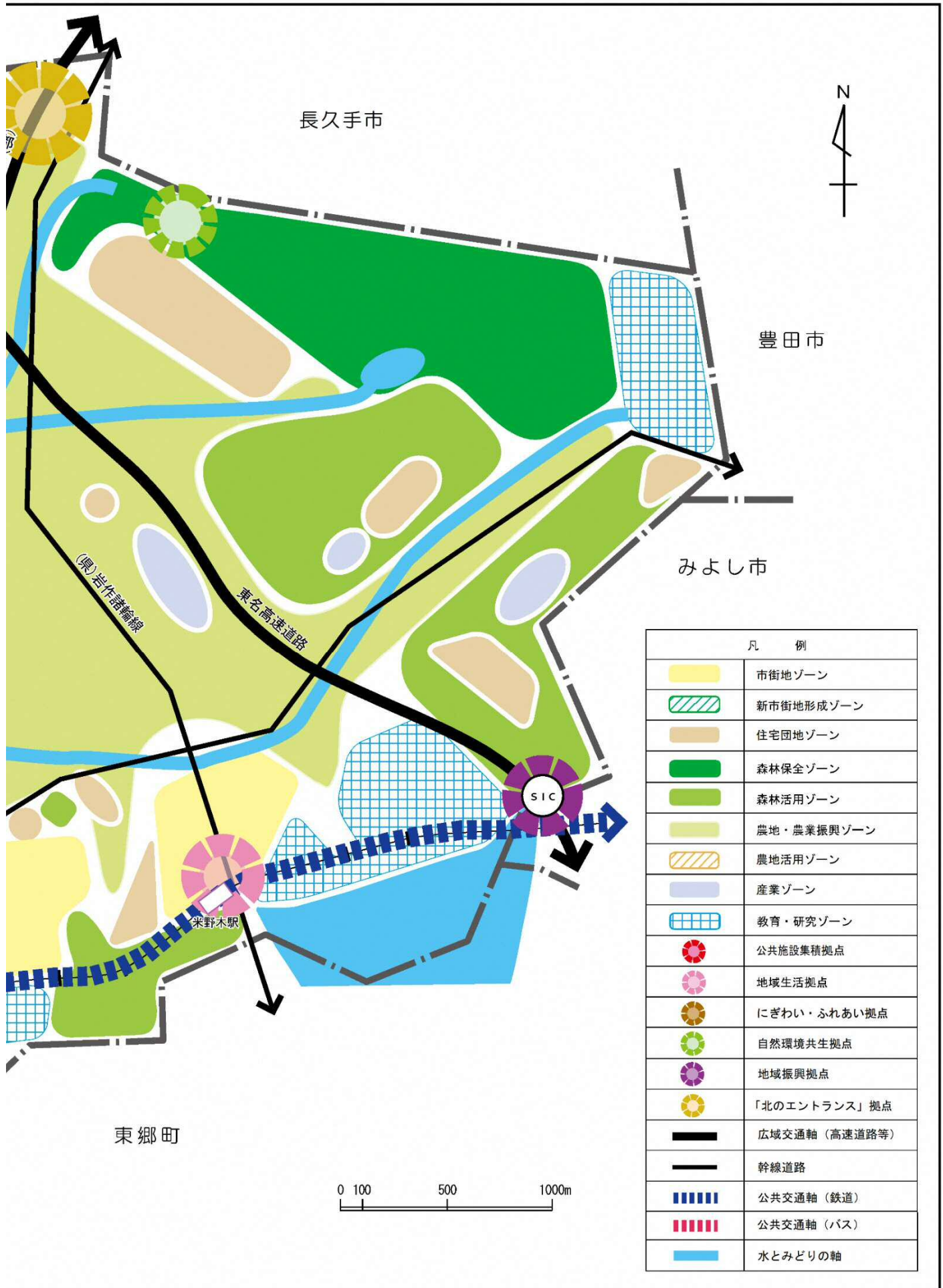
(1)公共施設集積拠点	市役所周辺地区を公共施設集積拠点として位置づけ、今後も集積した公共施設等の機能を維持します。
(2)地域生活拠点	名古屋市営地下鉄鶴舞線赤池駅と名鉄豊田線日進駅及び米野木駅の3駅周辺等で行われた土地区画整理事業により、計画的に整備された中心エリアを地域生活拠点として位置づけ、最寄りの商業施設をはじめ生活利便施設等が集積した拠点地区としての維持・形成を図ります。
(3)にぎわい・ふれあい拠点	「道の駅」や「田園フロンティアパーク」を中心とした地区をにぎわい・ふれあい拠点として位置づけ、市内全域の遊休農地の解消につながる優良農地の保全と農作物の地産地消の実現、さらなる市民間の交流や機能連携を図ることにより、地域振興を促進し、持続的に市民が集い、交流できる場の形成を図ります。
(4)自然環境共生拠点	東部丘陵地西部地区を自然環境共生拠点として位置づけ、現在の自然環境を保全しながら、市民と自然が共生する空間の創出を図ります。
(5)地域振興拠点	(仮称)東郷スマートインターチェンジ周辺を地域振興拠点として位置づけ、スマートインターチェンジ開設を契機とした周辺観光地へのアクセス利便性の向上を図るとともに、地域産業支援、市民生活支援等の地域振興を図ります。
(6)北のエントランス拠点	愛知高速交通東部丘陵線(リニモ)長久手古戦場駅及び芸大通駅の南に近接する地区を北のエントランス拠点として位置づけ、周辺に愛知県立論議運動公園等の公共施設が立地しているという条件を生かしながら、広域からの交流人口や定住人口の流入を促すことができる拠点の形成を図ります。

3 軸の形成

(1)交通軸の配置	
①広域交通軸 (高速道路等)	東名高速道路及び(都)名古屋瀬戸道路を本市と市外とを結ぶ広域的な交通軸として位置づけ、市内外の交流を促進します。
②公共交通軸 (鉄道・バス)	<p>市域南部を東西方向に貫く名古屋市営地下鉄鶴舞線・名鉄豊田線を本市の公共交通軸(鉄道)と位置づけるとともに、公共施設が集積する市中心部と鉄道駅を結ぶ南北方向の軸線として公共交通軸(バス)を位置づけます。鉄道3駅については、公共交通結節点として位置づけ、市内の拠点間の連携強化やアクセス性の向上をめざします。</p> <p>併せて、本市の北側を通る愛知高速交通東部丘陵線(リニモ)については、今後本市のまちづくりを進める上で、積極的な活用を検討します。</p>
(2)水とみどりの軸の形成	天白川、岩崎川の河川沿いに、田園等の自然景観を生かした散策路や自転車道等を整備し、市民の健康づくりやレクリエーション及び通勤・通学等に活用できる、歩行者・自転車ネットワークとしての水とみどりの軸を形成します。

土地利用構想図





第4章 基本目標と基本施策

本市の将来都市像「ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを大切にすまちなち 日進」を実現するため、次のとおり6つの基本目標を設定し、これらの基本目標を柱として基本施策を位置づけます。

基本目標1:健やかに暮らす

安心して子どもを生み、育てることができる環境の中で、すべての子どもがいきいきと育ち、すべての子育て家庭がいきいきと過ごせるまちづくりをめざします。

年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが住み慣れたこの日進市で健康でいきいきと自分らしく生活し続けることができるよう、ライフステージに応じた健康づくりに取り組める環境を整えるとともに、医療や福祉、介護等の関係機関や事業所との連携による包括的な支援体制の構築と、適切な医療・福祉サービスの提供に努めます。

身近な暮らしにおける支え合い・助け合いの地域福祉を充実させるとともに、各種社会保障制度の啓発と適正な運用を進め、安心して暮らし続けられる環境づくりを進めます。

施策1:地域福祉(地域共生社会の実現をめざし、地域での支え合い、助け合いを進めます)

施策2:子育て・子育て支援(安心して子育てができる環境を創ります)

施策3:高齢者福祉・介護保険(高齢者が元気で安心して暮らせるよう支援します)

施策4:障害者・障害児福祉(障害福祉の充実を図ります)

施策5:健康づくり(病気を予防し、健康な心と体づくりを支援します)

施策6:医療・感染症対策(適切な医療受診の体制づくりと感染症対策を進めます)

施策7:社会保障(適切な医療が受けられ、安心な暮らしを支援・保障します)

基本目標2:安全・安心を高める

地震や集中豪雨等の自然災害や火災、交通事故、犯罪等から市民の大切な生命や財産を守るため、災害に強い強靱な都市基盤の整備を進めるとともに、いざという時に安心して利用できる消防・救急体制や消費生活相談等の充実を図ります。

市民の防災・防犯意識が高まるよう啓発活動を行うとともに、関係者間の連携を通じて、地域の自主的な防災・防犯・交通安全活動の一層の充実を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

施策8:防災・危機管理(自然災害をはじめとする様々な危機への対応能力を高めます)

施策9:消防・救急(火災や救急に対する体制の強化を進めます)

施策10:交通安全・防犯・消費者行政(交通事故や犯罪による被害をなくすための対策を充実します)

基本目標3:暮らしやすいまちを創る

良好な市街地の形成や都市基盤の整備は、利便性が高く、快適で豊かな生活や地域経済の発展を支えるために必要不可欠なものです。このため、道路、歩道、公園、緑地、下水道の整備・維持管理や地域交通体系の充実、土地区画整理事業の支援、関係機関との連携による安定的な上水道の供給等を進めることによって、より質の高い都市環境を創造し、緑豊かで暮らしやすい住宅都市としての持続的な発展を図ります。

未来に向けて、豊かな自然環境や快適な住環境をつないでいくために、ごみの適正処理と再資源化、生物多様性の保全等を進めることで、環境負荷の少ない循環型地域社会を形成し、持続可能な社会づくりを進めます。

施策11:道路(円滑で安全な移動を下支えする道路交通環境を整備します)

施策12:公共交通(市内の公共交通網及び駅周辺等の環境を充実させます)

施策13:住宅・市街地形成(便利で快適な生活空間を創出します)

施策14:公園・緑地・景観(緑を生かした潤いのあるまちを創ります)

施策15:上・下水道(安全な上水道を安定的に供給し、生活排水を適正に処理します)

施策16:環境負荷の少ない地域社会の形成(地球や地域にやさしい環境行動の定着を促します)

施策17:ごみの適正処理と再資源化の推進(ごみの減量化・再資源化を推進し、適正に処理します)

施策18:自然環境の保全(貴重な動植物が生息する自然環境を保全します)

施策19:河川・排水路(自然災害に強くなり、安心して暮らしていけるよう河川・排水路を整備します)

基本目標4:産業の魅力を高める

産業の活性化は、豊かで充実した市民生活の糧となるとともに、まちの活力の源として大切な要素です。都市近郊である本市の地理的条件を生かした農業の振興、中・長期的視野に立った商工業の振興や、新たな産業の誘致のための用地の確保、安定した雇用機会の創出等の地域産業づくりを進めます。

本市特有の歴史や生活文化、魅力資源(ひと・もの・こと)を活用した観光まちづくりを進めることにより、様々な人との出会いやふれあいの機会を創出するとともに、市民が本市の良さを再認識し、地域に対する愛着と誇りが持てるシックプライドの醸成と地域ブランディングを図ります。

施策 20:農業の振興(日進らしい都市近郊型農業を推進します)

施策 21:商工業の振興(市内の商工業の振興を図り、経済発展を促します)

施策 22:観光まちづくりの推進

(市内の地域資源の磨き上げやイベントの充実により、まちのにぎわいを創出します)

基本目標5:学びと文化で未来を創る人財を育てる

次世代を担う子どもたちは地域の宝です。心身ともに健やかに成長し、豊かな人間性と確かな学力が身につくようにすべての子どもたちの学びと育ちを促していくため、学校教育や家庭教育の充実を図ります。

すべての市民が一人ひとりの能力と個性を伸ばし、それぞれの人生を豊かなものとするため、市民のだれもが学習の機会を得られ、スポーツや芸術・文化を身近に親しみ、生涯を通じての生きがいや充実感を得ることができるような環境づくりを進めます。

施策 23:学校教育(学校教育環境を整備し、個に寄り添う教育活動を実施します)

施策 24:生涯学習の推進(生涯を通じてだれもが自由に学ぶことができる環境を整えます)

施策 25:文化芸術・文化財(歴史・文化に親しめる環境を整えます)

施策 26:生涯スポーツ(ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します)

基本目標6:地域の自治力と行政経営力を高める

超高齢社会が間近に迫っている中で、人と人のつながりがあり、住みやすく愛着が持てる持続可能な地域社会を形成するため、区や自治会といった地域自治組織の活性化と活動の充実を図ります。

NPO・ボランティア・団体等の活動支援等により、一歩進展した協働と自治のまちづくりを進めるとともに、性別や国籍、文化の違いを問わず、だれもが地域社会の一員として互いに人権を尊重し、ともに協力し、支え合って暮らしていく共生社会づくりを進めます。

市民の多様で高度な行政ニーズに対応するため、10万人都市にふさわしい組織として、組織体制の向上を図ることと、透明性の高い、開かれた市政を実現し、最少の経費で最大の効果を生む行政経営を行います。

施策 27:広報・広聴(わかりやすい情報発信と市民の意見・ニーズの把握を進めます)

施策 28:市民自治・協働(市民自治の促進と多様な協働を進めます)

施策 29 多様性を認め合う社会の推進(多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会づくりを進めます)

施策 30:行政運営(効率的で市民サービスの向上につながる持続可能な行政運営を進めます)

施策 31:組織運営・人事マネジメント

(市民の期待に応える未来志向型の職員能力の開発と組織運営を進めます)

施策 32:財政運営(健全で安定的な財源の確保と効率的・効果的な歳出を実現します)

第5章 施策の全体像

将来都市像

基本目標

ともに暮らす
私たちがつないで創る
人とみどりを大切にするまち
日進

健康・福祉

1 健やかに暮らす

生活安全

2 安全・安心を高める

都市基盤・環境

3 暮らしやすいまちを創る

産業振興

4 産業の魅力を高める

教育・文化

5 学びと文化で未来を創る
人財を育てる

市民協働・行政経営

6 地域の自治力と行政経営力を
高める

基本施策

- 施策1:地域福祉
- 施策2:子育て・子育て支援
- 施策3:高齢者福祉・介護保険
- 施策4:障害者・障害児福祉
- 施策5:健康づくり
- 施策6:医療・感染症対策
- 施策7:社会保障
- 施策8:防災・危機管理
- 施策9:消防・救急
- 施策10:交通安全・防犯・消費者行政
- 施策11:道路
- 施策12:公共交通
- 施策13:住宅・市街地形成
- 施策14:公園・緑地・景観
- 施策15:上・下水道
- 施策16:環境負荷の少ない地域社会の形成
- 施策17:ごみの適正処理と再資源化の推進
- 施策18:自然環境の保全
- 施策19:河川・排水路
- 施策20:農業の振興
- 施策21:商工業の振興
- 施策22:観光まちづくりの推進
- 施策23:学校教育
- 施策24:生涯学習の推進
- 施策25:文化芸術・文化財
- 施策26:生涯スポーツ
- 施策27:広報・広聴
- 施策28:市民自治・協働
- 施策29:多様性を認め合う社会の推進
- 施策30:行政運営
- 施策31:組織運営・人事マネジメント
- 施策32:財政運営

まちづくり戦略

戦略1

子どもや女性が活躍するまちを創る

戦略2

だれもが健康で長生きできるまち・地域共生社会を創る

戦略3

雇用を支え、にぎわい・活力が生み出されるまちを創る

戦略4

安全・安心な暮らしが続けられ、住むなら日進といわれるまちを創る

基本計画

第1章 まちづくり戦略（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）

総合計画の実行性を一層高めるために、本市の主要課題や基本構想に掲げる基本目標に対応した「第2章 部門別計画」に示す個別の施策・事業の中から、特に、本市が将来にわたって、これまで以上に暮らしやすく、にぎわいのあるまちづくりを進め、本計画で定める将来都市像を実現するために、積極的に推進すべき施策について、関連のある施策事業を組み合わせ、「まちづくり戦略」として位置づけ、効果的、効率的に計画を進めます。

戦略1 子どもや女性が活躍するまちを創る

持続可能で、将来にわたって地域のにぎわいと活力をもたらすためには、次世代を担う子どもたちを育み、本市への愛着度を高める必要があります。

「日進市未来をつくる子ども条例」の理念を尊重し、健やかな育ちを地域で支えていくとともに、夢や希望、市への愛着が持てるような「子どもたちの笑顔が輝くまち」をめざします。

また、本市により一層のにぎわいと活力をもたらすためには、職場や地域等において女性が望む活躍ができることが重要です。「日進市男女平等推進条例」の理念を尊重し、子育て世代が多く移住する本市だからこそ、性別にかかわらずだれもが子育てをしやすい支援体制を構築していきます。

施策1-1 次世代を担う子どもたちの学習環境の充実

施策1-2 女性が活躍できるトータル支援

戦略2 だれもが健康で長生きできるまち・地域共生社会を創る

本市は男女ともに平均寿命が県内 1 位の長寿のまちです。これからも、市民が健康に、住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、市民・地域・団体・行政の協働による、健康づくりや生きがいを持ち活躍できる場を創出する取組を進める必要があります。

また、地域のつながりの希薄化が進む中で、制度や分野ごとの「縦割り」や、「支える側」「受ける側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、地域とともに創っていく社会（地域共生社会）を実現する取組を進めます。

施策2-1 健康づくりと生きがいづくりの支援

施策2-2 つながりのある地域コミュニティの醸成と共助のまちづくり

戦略3 雇用を支え、にぎわい・活力が生み出されるまちを創る

本市は、名古屋市や豊田市の間に位置し、通勤圏内のベッドタウンとして発展してきた住宅都市です。働くことの利便性や住みやすい環境が評価され、人口が増加してきましたが、市としての活力や利便性を高めていくためには、地域内経済等の活性化が必要です。大都市近郊というメリットを最大限に生かし、農・商工業の活性化や創業の支援を進めます。

また、老朽化した公共施設の更新や新たな拠点の整備により、「まち」の特産物や観光資源等を生かして、市内外問わず、多くの「ひと」を呼び、地域に「しごと」を生み出し、市内のにぎわいや活力を創出します。

施策3-1 市内農・商工業の活性化と多様な連携の推進

施策3-2 地域活性化の拠点整備

戦略4 安全・安心な暮らしが続けられ、住むなら日進といわれるまちを創る

だれもが、いつまでも不安や心配なく本市で生活していくためには、安全・安心で快適な環境があることが必要です。

すべての世代が快適で暮らしやすいまちをめざし、防災、防犯、公共施設の老朽化対策、感染症対策等を進めるとともに、従来の公共交通機関だけでなく、多様な交通手段の導入について検討を進め、移動支援の取組を推進します。

また、住宅都市として「住みやすく暮らしやすい」という本市の地域ブランドを強化するとともに、地域資源（ひと・もの・こと）を積極的に市内外へ向けて情報発信し、「住むなら日進」と思える、愛着と誇りを持つ地域社会を育てていきます。

施策4-1 安全・安心な暮らしと便利な地域交通網の実現

施策4-2 まちの魅力向上と多様な情報発信

第2章 部門別計画

本市の将来都市像を実現するために設定した6つの基本目標を柱として基本施策を位置づけます（p.10～11 参照）。

基本施策ごとに以下の項目を記載し、まちづくりの推進につなげます。

現状と課題、施策が目標とするまちの姿、主要施策、施策の進捗をあらわすモノサシ、協働のまちづくりに向けて、関連する計画・条例、関係するデータ、用語の解説、当該施策に該当するSDGs(持続可能な開発目標)17の目標

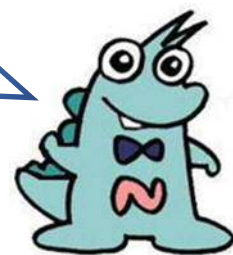
協働の考え方・協働によるまちづくり

人口減少、地方創生、Society5.0、市民ニーズの多様化・高度化等、行財政運営は大きな転換期を迎えています。これからのまちづくりは、これまで以上に市民、地域、事業者と行政が一体となり、協働によって取り組む必要があります。第6次総合計画では、日進市自治基本条例で掲げる「市民主体の自治」を推進するため、行政の役割となる主要施策のほかに、市民や地域・団体・事業者等の主な役割について記載しています。



「第6次総合計画策定ワーキンググループの様子」

これからの10年間で、どんな「まち」になっていくと“住みやすく”なるだろう？



「ニッシー」



「サキちゃん」

みんなが、まちづくりについて考えて、お互いに協力すれば、きつともっと住みやすくなるね。



日進市自治基本条例(抜粋)

(定義)

第3条

(2)協働 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。

(自治の基本原則)

第4条

(4)協働の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、協働して市民主体の自治を推進します。

計画の推進に向けて

第1章 進行管理の基本方針

- 計画に掲げた内容を着実に実行するためには、目標を明確に定め、各施策及び事業の実施状況を定期的に検証し、その検証結果に基づいて改善するというサイクルを繰り返すことが必要です。
- 本計画では、目標の達成度合いを明確にするために、数値目標を設定することとして、基本施策ごとに成果指標及びその目標値を定めました。
- 計画の推進に向けて、計画(Plan)―実行(Do)―検証(Check)―改善(Action)のPDCAサイクルによる行政マネジメントシステムを確立して、計画を具体化するための実施計画と、行政評価及び予算編成を連動させながら進行管理を行います。
- 検証では、各事業がより効果的に実施され、6つの基本目標を達成できるよう、数値目標の妥当性を分析し、適宜、指標の設定等を行います。また、必要に応じて施策・事業の見直しを行う等、総合計画のさらなる充実に取り組んでいきます。

第2章 進行管理の進め方

1 各年度の進行管理

各年度の進行管理は、次の①から④までによるPDCAサイクル(1サイクルは3年度間にまたがる。)により行います。

①P(計画)	事業実施の前年度に、実施計画及び予算編成によって計画内容を具体化します。
②D(実行)	担当部局(課室)が事業を実施します。
③C(検証)	事業実施の翌年度に、原則として行政評価(施策評価及び事務事業評価)に基づいて施策及び事業の検証を行います。
④A(改善)	検証結果は、翌年度に実施する事業に反映させるために、実施計画及び予算編成で具体化します。

※まちづくり戦略については、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化しており、総合戦略推進委員会で進捗管理を行います。

2 計画全体の中間年での点検

中間年となる2025年度(令和7年度)において、社会経済情勢の変化や、行政評価及び市民意識調査の結果等を踏まえて、計画内容が適切かどうかを点検し、必要に応じて内容を見直します。

3 計画全体の総括

最終年度(2030年度(令和12年度))までの計画の推進状況について、行政評価及び市民意識調査の結果等を踏まえて総括し、次期計画の策定や、その後の行政運営に生かします。

※数値目標については、妥当性を分析し、適宜、指標の設定等を行います。また、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。

第6次日進市総合計画(ダイジェスト版)

令和 年 月

発行 日進市
編集 総合政策部企画政策課
住所 〒470-0192
日進市蟹甲町池下 268 番地
H P <https://www.city.nisshin.lg.jp/>

ともに暮らす
私たちがつないで創る
人とみどりを大切に
するまち 日進